

障害者差別解消法に基づく消防庁の対応要領(案)に関する意見公募結果

番号	提出意見	考え方	修正の有無
第2条関係			
1	<p>(意見) 「第2条 職員は、(中略)その他の心身の機能の障害をいう。」に次の文章を追記する。「手帳の有無に限らないこと。」</p> <p>(理由) 権利条約の理念にのっとり、障害の範囲を社会モデルでみることで、手帳に誇示しないことを具体的に記述する。</p>	<p>「障害」の定義は、法に規定が置かれております。また、基本方針において、法が対象とする障害者は、いわゆる障害者手帳の所持者に限られないことが明記されております。</p>	無
2	<p>(意見) 「第2条 職員は、(中略)、障害者の権利利益を侵害してはならない。」と「これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。」の間に以下の文章を追記する。</p> <p>「特に女性である障害者や障害児は、特別に配慮が必要であることに留意する。」</p> <p>(理由) 女性である障害者や成人していない障害者は、より複合的な差別を受けやすい状況にあるため。</p>	<p>別紙の「第4 合理的配慮の基本的考え方」において、「合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。」と記載しているところですが、</p> <p>また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(平成27年2月24日閣議決定)(以下、「基本方針」という。)の第2の1の(1)において、「特に女性である障害者は、障害に加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があること、障害児には、成人の障害者とは異なる支援の必要性があることに留意する」と明記されておりますので、基本方針にのっとり適切に対応してまいります。</p>	無

障害者差別解消法に基づく消防庁の対応要領(案)に関する意見公募結果

番号	提出意見	考え方	修正の有無
第4条関係			
3	<p>(意見)下記の文言を追加 障害特性に応じた多様なコミュニケーション手段を確保すること。とりわけコミュニケーションを支援する者(手話通訳者・要約筆記者等)を配置すること</p> <p>(理由) 障害者のために様々なコミュニケーション手段を用意するとともに聴覚障害者による合理的配慮の表明・相談及び意思疎通の配慮では手話通訳者、要約筆記者等の配置が必要</p>	<p>別紙の「第6 合理的配慮の具体例」の合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例として、「筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字等のコミュニケーション手段を用いる。」と明記しております。</p>	無
4	<p>「障害特性に応じた多様なコミュニケーション手段を確保」及び「コミュニケーションを支援する者(手話通訳者・要約筆記者等)を設置すること」を明記すること。</p> <p>(理由)障害者のために様々なコミュニケーション手段を用意するとともに聴覚障害者による合理的配慮の表明・相談及び意思疎通の配慮では手話通訳者、要約筆記者等の支援が必要なため。</p>		無
第6条関係			
5	<p>障害者及びその家族等の相談に的確に対応するためには、相談窓口は障害の特性についての理解及び客観性の確保が重要となります。しかし、そのあたりが、まったく触れられていません。これでは的確な対応ができないのではないかと、大変、危惧と不安感を感じます。</p> <p>第6条の第4項を下記の文章表現に変えてください。 「第1項の相談窓口は、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等への的確な対応を推進するため、障害当事者団体等からの委員で構成する第三者委員会の設置及び障害の特性に関する専門知識を有する担当者を配置する等、充実を図るものとする。」</p>	<p>関係者が連携、協力し、寄せられた相談について適切に対応を行うため、必要に応じ、対応要領に沿った形で相談窓口の充実に努めてまいります。</p>	無

障害者差別解消法に基づく消防庁の対応要領(案)に関する意見公募結果

番号	提出意見	考え方	修正の有無
6	<p>4. 第1項の相談窓口は、充実に図るよう努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>4. 第1項の相談窓口は、障害特性に応じ多様なコミュニケーション手段を確保し(手話通訳者、要約筆記者等)、充実に図るよう努めるものとする。また、相談窓口には障害の特性や背景等に関する専門知識を有する障害当事者を含む外部有識者を入れる。</p> <p>理由: 障害の特性や背景等についての理解がないと、障害者とその家族等の相談に適切な対応ができないと考える。また、コミュニケーション手段を明記する必要があると考える。</p>	<p>関係者が連携、協力し、寄せられた相談について適切に対応を行うため、必要に応じ、対応要領に沿った形で相談窓口の充実に努めてまいります。</p> <p>また、御意見を踏まえまして、以下のとおり修正いたします。</p> <p>「2 相談等を受ける場合は、性別、年齢及び障害の状態に配慮するとともに、<u>対面、手紙、電話、ファックス及び電子メールに加え、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。</u>」</p>	有
7	<p>以下の文章を追記する。</p> <p>「相談員は複合的な困難について理解している女性の相談員を必ず置くこと」(理由)</p> <p>女性であり、障害者である女性障害者の複合差別は、容易に理解されにくく、相談窓口で更に差別を受けることがある。また女性特有の相談もあるため、男性には話しにくいこともある。そのため知識を持った相談員が対応できることが必要である。</p>	<p>関係者が連携、協力し、寄せられた相談について適切に対応を行うため、必要に応じ、対応要領に沿った形で相談窓口の充実に努めてまいります。</p>	無
8	<p>(意見) 下記の文言を追加</p> <p>障害特性に応じた多様なコミュニケーション手段を確保すること。とりわけコミュニケーションを支援する者(手話通訳者・要約筆記者等)を配置すること(理由)</p> <p>障害者のために様々なコミュニケーション手段を用意するとともに聴覚障害者による合理的配慮の表明・相談及び意思疎通の配慮では手話通訳者、要約筆記者等の配置が必要</p>	<p>御意見を踏まえまして、以下のとおり修正いたします。</p> <p>「2 相談等を受ける場合は、性別、年齢及び障害の状態に配慮するとともに、<u>対面、手紙、電話、ファックス及び電子メールに加え、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。</u>」</p>	有
9	<p>(意見) 下記の文言を追加</p> <p>相談窓口には障害当事者を含む外部有識者を入れ、更に障害者からの理解が得られない案件に関し、障害当事者団体に意見を求め相談する等、建設的な解決に努める(理由)</p> <p>障害者と担当者間で解決が難しい案件は、相談窓口を中心に解決に当たれるよう明文化が必要</p>	<p>関係者が連携、協力し、寄せられた相談について適切に対応を行うため、必要に応じ、対応要領に沿った形で相談窓口の充実に努めてまいります。</p>	無

障害者差別解消法に基づく消防庁の対応要領(案)に関する意見公募結果

番号	提出意見	考え方	修正の有無
10	<p>第6条第4項を以下のとおりとすること。 4 第1項の相談窓口は、必要に応じ、相談体制の充実を図るものとする。 5 第1項の相談窓口について障害者及び関係者にわかりやすい形で周知されなければならない。 (理由) 4 相談体制の充実を図る旨明記することが適切であることから。 5 相談窓口の一覧が対応要領に記載されただけではどこに相談すればよいのかわかりにくいことから、相談の実効性を高める観点から周知についての規定を加えるべきである。</p>	<p>御意見を踏まえまして、以下のとおり追記いたします。 「第1項の相談窓口は、必要に応じ、<u>相談体制の充実</u>を図るよう努めるものとする。」</p> <p>相談窓口については、消防庁ホームページに掲載する予定です。</p>	有
11	<p>「障害特性に応じた多様なコミュニケーション手段を確保」及び「コミュニケーションを支援する者(手話通訳者・要約筆記者等)を設置すること」を明記すること。 (理由)障害者のために様々なコミュニケーション手段を用意するとともに聴覚障害者による合理的配慮の表明・相談及び意思疎通の配慮では手話通訳者、要約筆記者等の支援が必要なため。</p>	<p>御意見を踏まえまして、以下のとおり修正いたします。 「2 相談等を受ける場合は、性別、年齢及び障害の状態に配慮するとともに、<u>対面、手紙、電話、ファックス及び電子メールに加え、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。</u>」</p>	有
12	<p>「相談窓口には障害当事者を含む外部有識者を入れ、更に障害者からの理解が得られない案件に関し、障害当事者団体に意見を求め相談する等、建設的な解決に努める。」の文言を入れること。 (理由)障害者と担当者間で解決が難しい案件は、相談窓口を中心に解決に当たれるよう明文化が必要なため。</p>	<p>関係者が連携、協力し、寄せられた相談について適切に対応を行うため、必要に応じ、対応要領に沿った形で相談窓口の充実に努めてまいります。</p>	無
第7条関係			
13	<p>職員等関係者に対する障害特性理解のための障害別の研修会等を必ず実施することを要望する。研修会開催計画については内容や回数を明文化することに加えて実施の際は障害当事者を交えた研修会として開催する必要がある。また使用するマニュアルは障害者団体や当事者の監修のもと当事者が納得できるものにするのを望む。例えば、視覚障害者については移動支援を必ず盛り込むなど当事者の必然性が反映されたものであることが必須である。</p>	<p>研修内容の詳細については、今後検討いたします。頂いた御意見も参考といたします。</p>	無

障害者差別解消法に基づく消防庁の対応要領(案)に関する意見公募結果

番号	提出意見	考え方	修正の有無
14	<p>3. 職員に対し、障害の特性を理解させるとともに障害者へ適切に対応するために必要なマニュアル等により、意識の啓発を図る。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>3. 職員に対し、障害の特性や背景等を理解させるとともに障害者へ適切に対応するために必要なマニュアル等により、意識の啓発を図る。</p> <p>理由：障害者一人一人によって、異なるために障害の特性のみならず、「背景等」を入れる必要があると考える。</p>	<p>御意見を踏まえまして、以下のとおり修正いたします。 「職員に対し、障害の特性等を理解させるとともに、…」</p>	有
15	<p>(意見) 「職員への研修・啓発において、障害者団体とも連携して行う。その際、男性障害者の意見のみでなく、女性障害者からの意見も聞き取る。研修講師として当事者を招く場合はジェンダーバランスに考慮し、複合差別の知識を持った女性当事者を必ず入れる」という一文を追記する。</p> <p>(理由) 権利条約の基本的な理念である「私たち抜きに私たちのことを決めないで」を実践するため、当事者の声を聴くことが必要。ただ障害者団体などは男性が長であることが多いので、その団体の代表者をだすとすると男性に偏りがちとなる。積極的改善をするために女性当事者をいれることを明文化すべきである。</p>	<p>研修内容の詳細については、今後検討いたします。 頂いた御意見も参考といたします。</p>	無
16	<p>貴庁は全国の自治体消防に対して、助言や指導する立場と存じます。職員は全国の自治体消防に対して、助言や指導する上で各障害(身体障害、精神障害、発達障害、言語障害等)について、十分な研修・研鑽を積む必要があると思います。</p> <p>下記はP2の第7条についての追加項目案(第4項)です。宜しく申し上げます。 【追加項目案】 (研修・啓発) (追加案)4 各障害(身体障害、精神障害、発達障害、言語障害等)について、十分な研修・研鑽を積むように努める事 (理由)一口に“障害”といっても様々なタイプがあり、合理的配慮はそれぞれに対応したものが必要となる。例えば吃音症では、意思疎通が不得意な場合もあり、消防の現場でも「喋るのに時間がかかる」「急かすと余計、喋れなくなる可能性がある」事を承知しておくべきである。 身体障害に関してはまた違う対応が必要と存じます。</p>	<p>研修内容の詳細については、今後検討いたします。 頂いた御意見も参考といたします。</p>	無

障害者差別解消法に基づく消防庁の対応要領(案)に関する意見公募結果

番号	提出意見	考え方	修正の有無
別紙第2関係			
17	<p>厚労省福祉事業者向けガイドライン、経産省の対応指針案に下記の文章が書かれています。これは非常に大事な視点なので、貴省にも書き加えてください。</p> <p>『なお、「客観的に判断する」とは、主観的な判断に委ねられるのではなく、その主張が客観的な事実によって裏付けられ、第三者の立場から見ても納得を得られるような「客観性」が必要とされるものです。また、「正当な理由」を根拠に、不当な差別的取扱いを禁止する法の趣旨が形骸化されるべきではなく、抽象的に事故の危惧がある、危険が想定されるといった理由によりサービスを提供しないといったことは適切ではありません。』</p>	<p>御意見を踏まえまして、以下のとおり修正いたします。 「正当な理由に相当するか否かについて、<u>具体的な検討をせずに拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことのないよう、個別の事案ごとに</u>」 「<u>障害者にその理由を説明するものとし、</u>」</p>	有
18	<p>理解を得られない場合は第三者委員会へ案内し、相談できる場を提供することが望ましい。 理由：障害者が理解を得られない場合の対応方法を明記する必要があると考える。</p>	<p>職員が、障害者に正当な理由を説明しても理解が得られない場合は、第6条で定めている相談窓口で相談を承ります。</p>	無
19	<p>(意見) 下記の文言を追加 理解を得られない場合は、相談窓口と調整を図ること (理由) 職員が障害者に説明しても解決が困難な場合の手立てが必要</p>		無
20	<p>別紙 第2 4行目以降を以下とすること。 ・・・正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益・・・障害者にその理由を説明するものとし、・・・ (理由) 正当な理由が拡大解釈されることで結果として障害を理由とする差別が解消されない事態が考えられることから。また、正当な理由があると判断した場合の障害者への説明は義務化するべきであることから。</p>	<p>御意見を踏まえまして、以下のとおり修正いたします。 「正当な理由に相当するか否かについて、<u>具体的な検討をせずに拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことのないよう、個別の事案ごとに</u>」 「<u>障害者にその理由を説明するものとし、</u>」</p>	有
21	<p>「理解を得られない場合は、相談窓口と調整を図ること。」と明記すること。 (理由) 上記の場合、調整を図る必要があるため。</p>	<p>職員が、障害者に正当な理由を説明しても理解が得られない場合は、第6条で定めている相談窓口で相談を承ります。</p>	無

障害者差別解消法に基づく消防庁の対応要領(案)に関する意見公募結果

番号	提出意見	考え方	修正の有無
別紙第4関係			
22	「合理的配慮は、消防庁の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること」とされているが、本来の業務の範囲を厳格に解釈して、合理的配慮を提供すべき場面を限定すべきではない。	合理的配慮については、基本方針において基本的な考え方が整理・記述されており、これに基づく対応要領においても同様の記述としております。	無
23	意思の表明について、「現に社会的障壁の除去を必要としている旨の障害者からの意思の表明は、具体的場面において、言語(手話を含む。)のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段(通訳を介するものを含む。）」とされているが、(通訳を介するもの)を(言語通訳・手話通訳・要約筆記者・盲ろう通訳等を介するもの)とすべきである。	言語通訳、手話通訳、要約筆記者、盲ろう通訳等については、「通訳」に含まれるものと考えております。	無
24	(意見)下記の文言を追加 障害特性に応じた多様なコミュニケーション手段を確保すること。とりわけコミュニケーションを支援する者(手話通訳者・要約筆記者等)を配置すること (理由) 障害者のために様々なコミュニケーション手段を用意するとともに聴覚障害者による合理的配慮の表明・相談及び意思疎通の配慮では手話通訳者、要約筆記者等の配置が必要	別紙の「第6 合理的配慮の具体例」の合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例として、「筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字等のコミュニケーション手段を用いる。」と明記しております。	無
25	別紙 第4を以下とすること。 3の末尾・・・自主的に取り組むものとする。 5の末尾・・・盛り込むものとする。 (理由) 法の趣旨を広く社会に定着させるために、率先垂範の観点から。	御意見を踏まえまして、別紙第2に以下のとおり追記いたします。 「なお、上述における「望ましい」とは、それを実施しない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法(昭和45年法律第84号)の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する。(以下この別紙において同じ。)」	有

障害者差別解消法に基づく消防庁の対応要領(案)に関する意見公募結果

番号	提出意見	考え方	修正の有無
26	「合理的配慮、意思の表明に当たっては、～」 「障害特性に応じた多様なコミュニケーション手段を確保」及び「コミュニケーションを支援する者(手話通訳者・要約筆記者等)を設置すること」を明記すること。 (理由)障害者のために様々なコミュニケーション手段を用意するとともに聴覚障害者による合理的配慮の表明・相談及び意思疎通の配慮では手話通訳者、要約筆記者等の支援が必要なため。	別紙の「第6 合理的配慮の具体例」の合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例として、「筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字等のコミュニケーション手段を用いる。」と明記しております。	無
別紙第5関係			
27	障害のない人が普通に行使できる権利を制限する「過重な負担」という抗弁(差別行為の正当化)はあくまでも例外的なものであり、国や独立行政法人などの省庁機関は民間の手本となるよう、それらについてはできるだけ慎重に判断すべきである。そのため、下記の文章を書き加えてください。 『「過重な負担」とは、主観的な判断に委ねられるのではなく、その主張が客観的な事実によって裏付けられ、第三者の立場から見ても納得を得られるような「客観性」が必要とされるものです。また、「過重な負担」を根拠に、合理的配慮の提供をもとめる法の趣旨が 形骸化されるべきではありません。』	御意見を踏まえまして、以下のとおり修正いたします。 「 <u>過重な負担については、具体的な検討をせずに拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことのないよう、個別の事案ごとに</u> 」	有
28	(意見)下記の文言を追加 理解を得られない場合は、相談窓口と調整を図ること (理由) 職員が障害者に説明しても解決が困難な場合の手立てが必要	職員が、障害者に正当な理由を説明しても理解が得られない場合は、第6条で定めている相談窓口で相談を承ります。	無
29	別紙 第5 の3行目を以下とすること。 ・・その理由を説明するものとし、・・ (理由) 過重な負担に当たると判断した場合には、判断した側はその理由等について障害者に説明することを義務化することが適切であることから。	御意見を踏まえまして、以下のとおり修正いたします。 「 <u>障害者にその理由を説明するものとし、</u> 」	有
30	「理解を得られない場合は、相談窓口と調整を図ること。」と明記すること。 (理由)上記の場合、調整を図る必要があるため。	職員が、障害者に正当な理由を説明しても理解が得られない場合は、第6条で定めている相談窓口で相談を承ります。	無

障害者差別解消法に基づく消防庁の対応要領(案)に関する意見公募結果

番号	提出意見	考え方	修正の有無
別紙第6関係			
31	<p>(合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例)に、聴覚障害者への具体例が見られません。下記を具体例に加えて下さい。</p> <p>「具体例:館内放送や天災や事故などの緊急情報を聞くことが難しい障害者に対し、電光ボードや電光掲示板などを活用し、館内の目につきやすい場所に分かりやすい表現で掲示する。」</p>	<p>御意見を踏まえまして、以下のとおり具体例に追加いたします。</p> <p>「○ 災害や事故が発生した際に、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害者に対し、例えば、電光掲示板、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る。」</p>	有
32	<p>(合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例)に、下記を加えて下さい。</p> <p>「具体例:会議の進行にあたり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚障害者、聴覚障害者等、障害者に対し、その特性に応じ、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなど配慮を行う。」</p>	<p>御意見を踏まえまして、以下のとおり具体例に追加いたします。</p> <p>「○ 会議の進行に当たって、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に障害のある委員や知的障害のある委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心掛ける。」</p>	有
33	<p>(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)における“○ スクリーンや板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。”の箇所について、下記の表現に変えて下さい。</p> <p>「○ スクリーンや板書、手話通訳者等がよく見えるように、スクリーンや手話通訳者等に近い席を確保する。」</p>	<p>御意見を踏まえまして、以下のとおり修正いたします。</p> <p>「○ スクリーン、板書、手話通訳者等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。」</p>	有
34	<p>○ 視覚障害のある委員に会議資料等を事前送付する際、読み上げソフトに対応できるよう電子データ(テキスト形式)で提供する。</p> <p>ですが、対象に「読字障害者」をいれていただけないかと思ます。</p> <p>読字障害は見えているのに読むことが難しいという障害で、理解が広がっていないために電子データの交付等のサービスが受けにくく、障害ゆえの困難がなかなか解消されにくい状態です。官公庁のこういった規定に読字障害を入れていただければ、自治体や民間に普及していくのではないかと期待する次第です。</p>	<p>御意見を踏まえまして、以下のとおり修正いたします。</p> <p>「○ 視覚障害や読字障害のある委員に会議資料等を事前送付する際、読み上げソフトに対応できるよう電子データ(テキスト形式)で提供する。」</p>	有

障害者差別解消法に基づく消防庁の対応要領(案)に関する意見公募結果

番号	提出意見	考え方	修正の有無
35	<p>(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)中の ○ 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替える。 についてですが、 もし発達障害者を想定したものであるならば、多少ご検討いただく余地があるかと思えます。 確かに発達障害者の中には順番をまつことに非常にイライラしたりする方もいます。 ですが、それは障害特性というよりは、「順番を守る」ことを学習しそこねた結果(未学習の結果)というべきものです(発達障害児者でも多くは学童期あたりまでには学習できるものです)。 「順番の入れ替え」については、これを国レベルで推奨すべき合理的配慮としてしまうことにより、未学習のある当事者において「自分は発達障害だから優先されるべき」といった誤学習にもつながりかねず、いきすぎた配慮の要求や、自治体窓口や民間でのトラブルへの波及、ひいては訴訟等の増加等なども懸念されます。 窓口対応などにおいては手続き順などを入れ替えてしまったほうがスムーズに行くといった面はあるかとは思いますが、社会と当事者の先々のためにも、この項目における「順番の入れ替え」部分については削除あるいは発達障害者の除外を明記していただきたく、ご検討お願い申し上げます。</p>	<p>この記載は、必ずしも特定の障害を念頭に置いたものではありません。 障害には様々な種類があり、その状況も人によって大きく異なることから、実際の運用に当たっては、ご本人や周囲の方に状況をお伺いしながら、適切な形で対応させていただきます。</p>	無
36	<p>物理的環境への配慮として、「電光表示板、磁気誘導ループなどの補聴装置の設置、音声ガイドの設置」を加えるべきである。</p>	<p>御意見を踏まえまして、以下のとおり具体例に追加いたします。 「○ 災害や事故が発生した際に、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害者に対し、例えば、電光掲示板、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る。」</p>	有
37	<p>意思疎通の配慮の具体例に「要約筆記」を明記すべきである。</p>	<p>御意見を踏まえまして、以下のとおり具体例に追加いたします。 「○ 会議の進行に当たって、可能な範囲で職員等が委員の障害の特性に合ったサポートを行う。」</p>	有

障害者差別解消法に基づく消防庁の対応要領(案)に関する意見公募結果

番号	提出意見	考え方	修正の有無
38	<p>(意見)下記の文言を追加(意思疎通) 障害特性に応じた多様なコミュニケーション手段を確保すること。とりわけコミュニケーションを支援する者(手話通訳者・要約筆記者等)を配置すること (理由) 障害者のために様々なコミュニケーション手段を用意するとともに聴覚障害者による合理的配慮の表明・相談及び意思疎通の配慮では手話通訳者、要約筆記者等の配置が必要</p>	<p>別紙の「第6 合理的配慮の具体例」の合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例として、「筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字等のコミュニケーション手段を用いる。」と明記しております。</p>	無
39	<p>(意見)下記の文言を追加(物理的環境) 館内放送や天災や事故などの緊急情報を聞くことが難しい障害者に対し、電光ボードや電光掲示板などを館内の目につきやすい場所に設置する (理由) 聴覚障害者は、館内放送を聞くことができず状況が分からない為</p>	<p>御意見を踏まえまして、以下のとおり具体例に追加いたします。 「○ 災害や事故が発生した際に、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害者に対し、例えば、電光掲示板、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る。」</p>	有
40	<p>(意見)下記の文言を追加(意思疎通) 会議の進行の際には、委員の障害の特性に合った介助員を付ける等配慮すること。 (理由) 改正障害者基本法33条2にあるように、「会議における合理的配慮事例」の記述が必要。聴覚障害者の場合は音声情報が入らないため、資料と手話もしくは文字通訳を同時に見ることができないため 実践例)内閣府障害者政策委員会</p>	<p>御意見を踏まえまして、以下のとおり具体例に追加いたします。 「○ 会議の進行に当たって、可能な範囲で職員等が委員の障害の特性に合ったサポートを行う。」</p>	有
41	<p>(意見)下記の文言を訂正(意思疎通) 知的障害者から申し出があった際に、…→障害者から申し出があった際に、… (理由) ゆっくり、丁寧な説明、なじみのない外来語はさける、といった配慮は知的障害者だけでなく、他の障害者等からも申し出があることが考えられるため</p>	<p>御意見を踏まえまして、以下のとおり修正いたします。 「○ 障害者から申し出があった際に、…」</p>	有

障害者差別解消法に基づく消防庁の対応要領(案)に関する意見公募結果

番号	提出意見	考え方	修正の有無
42	「障害特性に応じた多様なコミュニケーション手段を確保」及び「コミュニケーションを支援する者(手話通訳者・要約筆記者等)を設置すること」を明記すること。 (理由)障害者のために様々なコミュニケーション手段を用意するとともに聴覚障害者による合理的配慮の表明・相談及び意思疎通の配慮では手話通訳者、要約筆記者等の支援が必要なため。	別紙の「第6 合理的配慮の具体例」の合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例として、「筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字等のコミュニケーション手段を用いる。」と明記しております。	無
43	「館内放送や天災や事故などの緊急情報を聞くことが難しい障害者に対し、電光ボードや電光掲示板などを活用し、館内の目につきやすい場所に分かりやすい表現で掲示すること。」を明記すること。 (理由)聴覚障害者は、館内放送や緊急放送を聞くことができず状況が分からない為、聞こえる人、聞こえない人等誰もが分かる方法で対応するべき。	御意見を踏まえまして、以下のとおり具体例に追加いたします。 「○ 災害や事故が発生した際に、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害者に対し、例えば、電光掲示板、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る。」	有
44	「会議の進行の際には、委員の障害の特性に合った介助員を付ける等配慮すること。」を明記すること。 (理由)改正障害者基本法33条2にあるように、「会議における合理的配慮事例」の記述が必要。例えば、聴覚障害者は音声情報が入らないため、資料と手話もしくは文字通訳を同時に見ることができず、そのための介助員が必要。 実践例)内閣府障害者政策委員会 厚生労働省社会保障審議会障害者部会 文部科学省中央教育審議会にて、実践例あり。	御意見を踏まえまして、以下のとおり具体例に追加いたします。 「○ 会議の進行に当たって、可能な範囲で職員等が委員の障害の特性に合ったサポートを行う。」	有
45	文言の訂正 知的障害者から申し出があった際に、… ↓ 障害者から申し出があった際に、… (理由)ゆっくり、丁寧な説明、なじみのない外来語はさける、といった配慮は知的障害者だけでなく、他の障害者等からも申し出があることが考えられるため。	御意見を踏まえまして、以下のとおり修正いたします。 「○ 障害者から申し出があった際に、…」	有
46	「問合せ等の際し、電話・FAX番号やメールアドレスを明記したり、インターネット画面への入力など、対応できるようにする。 また、聴覚障害者から手話通訳者等を介して119番通報があった時、対応できるようにする。」を、明記すること。 (理由)聴覚障害者は電話ができない為、電話に代わる連絡手段を具体例として、示すべきと考えるため。	前段については、御意見を踏まえまして、以下のとおり具体例に追加いたします。 「○ 障害者が多様な手段で問い合わせを行うことができるよう、報道発表等を行う際には電話番号のみではなくファックス番号等を明記する。」 なお、119番通報への対応は、消防庁職員ではなく、各地方公共団体職員が対応します。	有

障害者差別解消法に基づく消防庁の対応要領(案)に関する意見公募結果

番号	提出意見	考え方	修正の有無
全体			
47	表記上「…が望ましい」のような曖昧な表現ではなく、事業者には努力義務があることの意識を強くするために「が必要」という表現にすべきである。	御意見を踏まえまして、別紙第2に以下のとおり追記いたします。 「なお、上述における「望ましい」とは、それを実施しない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法(昭和45年法律第84号)の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する。(以下この別紙において同じ。)」	有
その他			
48	各省庁において実施された今回の障害当事者団体からのヒアリングは、回数・時間・内容のいずれにおいて極めて不十分で当事者の声を確認出来たとは到底考えられず当初の目的を達していない。施行に向けた各省庁の取組においては、障害者団体の声を十分に反映できる体制・方法に改善されることを強く要望する。	当該パブリックコメントでヒアリングを補完させていただいております。	無
49	対応要領・対応指針等をはじめとして今後提供されるすべての情報について視覚障害者のための情報補償に配慮し、点字(墨字ページ参照付)、音声、拡大文字、電子データ(テキスト、WEB)を必ず提供すべきである。	御意見として承ります。	無
50	施行後も継続的に様々な事例を蓄積し施行3年後には必ず障害当事者を交えた議論を行い問題点の改善をすべきである。	御意見として承ります。	無
51	WEBサイトによる情報提供はウェブアクセシビリティに関する日本工業規格「JIS X 8341-3:2010」に準拠することを要望する。	御意見として承ります。	無
52	障害者の特性理解を強化促進するため具体例や事例集はより一層内容を充実する必要がある。具体例や事例は常に変化するため追加・更新しやすくするため「別紙」とすべきである。その他、障害当事者間の情報共有のためWEBサイトの有効活用を促進し事例の即時掲載や障害当事者等から例示を収集する仕組みを設けることなどを要望する。	パブリックコメントを受けて具体例を追加いたしました。また、具体例は別紙での対応としております。	無
53	基本的には障害者は消防庁には少ないと思われるし、その方向性で正しいと考える。 要介護者がいた場合についてのみ考えるという事で良いのではないだろうかと思う。 合理的な対応をせよという事が書かれていれば良いと考えるので、これで問題無いのではないかと考えた。	御意見として承ります。	無